

令和2年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年3月23日（火） 午前9時から午前10時50分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

欠	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	欠	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	欠	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
欠	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	松元 渡	出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	欠	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長 長友 浩志
 次長兼振興係長 西迫 博
 農地係長 下原 隆二
 主 査 福嶋 雅明
 主 査 井手口 剛
 主 査 関口 実
 主 査 根木原 英一
 主 査 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）

主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
主 幹 前田 健二（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について
 - ・農地法第3条第2項第5号の規定による令和3年度下限面積（別段の面積）の設定について
 - ・贈与税の納税猶予に関する適格者証明について
 - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
 - ・令和3年度農作業標準賃料及び農作業料金について
 - ・令和3年度農地賃借料について
 - ・令和3年度の総会・調査等の日程について
 - ・令和3年度農業委員先進地視察研修について
 - ・令和3年度農業委員会事務局当初予算概要について
- 〔その他〕

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 畠井 孝二 委員 ・ 園田 誠 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年3月23日(火) 開会 午前9時 閉会 午前10時50分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

会長 ただいまから、令和2年度第12回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席は中塩屋委員、上野委員、牧之瀬委員の3名です。出席委員数は、18名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告いたします。なお推進委員の欠席は鶴田委員、立元委員の2名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号13番の畠井委員と14番の園田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名します。これより議事に入ります。

1頁、議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第96号1頁から63頁です。初めに利用権設定について2頁で説明します。

公告年月日は令和3年3月24日です。合計面積は53万6千978.99㎡、うち更新分20万8千628㎡、内訳、田20万7千430.99㎡、畑32万9千548㎡です。利用権を設定する者179人、設定を受ける者92人です。始期はいずれも令和3年4月1日です。期間は1年、2年、3年、5年、6年、7年、10年です。

次の3頁から50頁は設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から4頁の5番までは設定期間が1年です。3頁1番、2番は賃借権で新規設定。3番は賃借権で再設定。

次に4頁4番、5番は賃借権で再設定。6番は設定期間が2年で、賃借権で新規設定。次の7番から6頁の14番までは設定期間が3年です。4頁7番は賃借権で新規設定。8番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に、5頁9番は賃借権で新規設定。10番、11番は賃借権で再設定。

次に、6頁12番から14番までは全て賃借権で再設定。次の15番から17頁の55番までは設定期間が5年です。6頁15番は賃借権で新規設定。

次に、7頁16番から18番までは全て賃借権で新規設定。19番は使用賃借権で新規設定。

次に、8頁20番、21番は賃借権で新規設定。

次に、9頁22番から24番までは全て賃借権で新規設定。

次に、10頁25番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。26番は使用賃借権で新規設定。27番は賃借権で新規設定。28番は使用賃借権で新規設定。29番は賃借権で新規設定。

次に、11頁30番から32番までは全て賃借権で新規設定。33番は使用賃借権で新規設

定。次に、12頁34番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。35番は賃借権で新規設定。

次に、13頁36番、37番は賃借権で新規設定。38番、39番は賃借権で再設定。

次に、14頁40番から42番までは全て賃借権で再設定。43番は使用貸借権で再設定。

次に、15頁44番から46番までは全て賃借権で再設定。47番は使用貸借権で再設定。

次に、16頁48番から51番までは全て賃借権で再設定。

次に、17頁52番は賃借権で再設定。53番、54番は使用貸借権で再設定。55番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。次の56番から28頁の98番までは設定期間が6年です。17頁56番は賃借権で新規設定。

次に、18頁57番から60番までは全て賃借権で新規設定。

次に、19頁61番は賃借権で新規設定。62番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。63番は次の頁にかけて賃借権で新規設定。

次に、20頁64番から66番までは全て賃借権で新規設定。

次に、21頁67番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。68番から70番までは全て賃借権で新規設定。71番は賃借権で再設定。

次に、22頁72番から75番までは全て賃借権で再設定。

次に、23頁76番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。77番から80番までは全て賃借権で再設定。

次に、24頁81番から84番までは全て賃借権で再設定。

次に、25頁85番から88番までは全て賃借権で再設定。

次に、26頁89番は賃借権で再設定。90番は使用貸借権で再設定。91番は賃借権で再設定。

次に、27頁92番から96番までは全て賃借権で再設定。

次に、28頁97番、98番は賃借権で再設定。99番は設定期間が7年で、使用貸借権で再設定。次の100番から50頁の181番までは、設定期間が10年です。28頁、100番は使用貸借権で新規設定。

次に、29頁101番、102番は賃借権で新規設定。103番から105番までは全て使用貸借権で新規設定。

次に、30頁106番から109番までは全て賃借権で新規設定。

次に、31頁110番から113番までは全て賃借権で新規設定。114番は次の頁にかけて使用貸借権で新規設定。

次に、32頁115番、116番は賃借権で新規設定。

次に、33頁117番は使用貸借権で新規設定。118番から120番までは全て賃借権で新規設定。

次に、34頁121番から123番までは全て賃借権で新規設定。124番は使用貸借権で新規設定。

次に、35頁125番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。126番、127番は使用貸借権で新規設定。

次に、36頁128番は賃借権で新規設定。129番は使用貸借権で新規設定。

次に、37頁130番から134番までは全て賃借権で新規設定。

次に、38頁135番から138番までは全て賃借権で新規設定。

次に、39頁139番から143番までは全て賃借権で新規設定。

次に、40頁144番は使用賃借権で新規設定。145番、146番は賃借権で新規設定。

次に、41頁147番から150番までは全て賃借権で新規設定。

次に、42頁151番から154番までは全て賃借権で新規設定。

次に、43頁155番、156番は賃借権で新規設定。157番から次の頁の159番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、44頁160番、161番は賃借権で再設定。

次に、45頁162番から166番までは全て賃借権で再設定。

次に、46頁167番、168番は賃借権で再設定。

次に、47頁169番から171番までは全て賃借権で再設定。

次に、48頁172番から176番までは全て賃借権で再設定。

次に、49頁177番は賃借権で再設定。178番は使用賃借権で再設定。179番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。180番は賃借権で再設定。

次に、50頁181番は賃借権で再設定。以上です。

議長 ただいま説明がありました、3頁1番から4頁5番までの1年もの5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4頁6番の2年もの1件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4頁7番から6頁14番までの3年もの8件ですが、4頁8番が農業委員会の取決め制限にあたりますので高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

4頁、8番について事務局の説明をお願いします。

下原 4頁の8番は、借人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 高田委員に係る8番の3年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの3年もの7件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、6頁15番から17頁55番までの5年もの41件ですが10頁25番が鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

10 頁 25 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 10 頁の 25 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、12 頁 34 番と 17 頁 55 番が議事参与の制限にあたりますので、上之原委員に退席いただき審議します。

(上之原委員：退席)

12 頁 34 番と 17 頁 55 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 12 頁の 34 番と 17 頁の 55 番は、借人上之原委員が使用貸借権の新規設定と賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上之原委員に係る 5 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(上之原委員：着席)

上之原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 5 年もの 38 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、17 頁 56 番から 28 頁 98 番までの 6 年もの 43 件ですが、19 頁 62 番が鹿屋市農業委員会の取決め制限にあたりますので、田村委員に退席をいただき審議します。

(田村委員：退席)

19 頁 62 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 19 頁の 62 番は、貸人田村委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 田村委員に係る 19 頁 62 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(田村委員：着席)

田村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に、21 頁 67 番が議事参与の制限にあたりますので福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

21 頁 67 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 21 頁の 67 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 21 頁 67 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に 23 頁 76 番が議事参与の制限にあたりますので有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

23 頁 76 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 23 頁の 76 番は、借人有村委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有村委員に係る 23 頁 76 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 6 年もの 40 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、28 頁 99 番の 7 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、28 頁 100 番から 50 頁 181 番までの 10 年もの 82 件ですが、35 頁 125 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので垣内委員に退席をいただき審議します。

(垣内委員：退席)

35 頁 125 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 35 頁の 125 番は、借人垣内委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 垣内委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(垣内委員：着席)

垣内委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、43 頁 157 番と 158 番、44 頁 159 番が議事参与の制限にあたりますので福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

43 頁 157 番、158 番、44 頁 159 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 43 頁の 157 番、158 番と 44 頁の 159 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 10 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、49 頁 179 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

49 頁 179 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 49 頁の 179 番は、借入入佐委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進
法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 10 年もの 77 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、51 頁「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、51 頁から 54 頁です。51 頁で説明します。公告年月日は令和 3 年
3 月 24 日、合計面積は 2 万 5 千 130 m²です。うち田 5 千 915 m²、畑 1 万 9 千 215 m²です。
所有権を移転する者 5 人、所有権の移転を受ける者 5 人です。

52 頁をご覧ください。1 番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。
次の 2 番から 53 頁の 5 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました。1 番のあっせん協議が議事参与の制限にあたりますので倉
田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

54 頁にあっせん事業活動報告が記載されていますので、あっせん委員の泊委員に報告を
お願いします。

泊 議席番号 10 番の泊です。1 番について報告いたします。3 月 3 日譲渡人と譲受人確認
のもと、委員 2 名、事務局職員が同席し、串良総合支所会議室で農地のあっせん協議を行
いました。譲受人は鹿屋市の認定農家で、経営形態は水稻を主としておられます。協議の
結果、10 a 当たり 22 万 2 千円の総額 40 万円であっせんが成立いたしましたことを報告い
たします。以上です。

議 長 ただいま、説明報告がありました、あっせん協議 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は許可と決定しました。

次に、所有権移転協議が成立したものの4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、55頁「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、55頁から63頁です。55頁で説明します。公告年月日は令和3年3月24日です。合計面積は6万6千945㎡で、うち田1万6千922㎡、畑5万23㎡です。利用権を設定する者27人、利用権の設定を受ける者16人で、全て新規設定であります。始期は令和3年3月31日で、期間は3年、5年、6年、10年です。

56頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。1番は設定期間が3年で賃借権。2番から7番までは設定期間が5年で全て賃借権。8番は設定期間が6年で賃借権。

次に57頁9番から59頁の27番までは、設定期間が10年です。57頁9番から17番までは全て賃借権。

次に58頁18番から22番までは全て賃借権。

次に59頁23番から27番までは全て賃借権。次の28番からは、公社から借人への転貸設定です。28番は設定期間が3年で賃借権。次の29番から60頁の31番までは設定期間が5年です。59頁29番は賃借権。

次に60頁30番、31番は賃借権。32番は設定期間が6年で賃借権。次の33番から63頁の43番までは、設定期間が10年です。60頁33番、34番は賃借権。

次に61頁35番、36番は賃借権。

次に62頁37番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。38番から41番までは全て賃借権。42番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に63頁43番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、56頁1番の3年もの1件、2番から7番までの5年もの6件、8番の6年もの1件、57頁9番から59頁27番までの10年もの19件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の59頁28番の3年もの1件、59頁29番から60頁31番の5年もの3件、32番の6年もの1件、60頁33番から63頁43番までの10年もの12件ですが、62頁37番が農業委員会の取決め制限にあたりますので高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

62頁37番について事務局の説明をお願いします。

下 原 62頁の37番は、借人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る62頁37番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、42番が農業委員会の取決め制限にあたりますので入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

42番について事務局の説明をお願いします。

下原 62頁の42番は、借人入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 入佐委員に係る42番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、63頁43番が議事参与の制限にあたりますので福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

63頁43番について事務局の説明をお願いします。

下原 63頁の43番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの10年もの13件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、64頁議案第97号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第97号64頁から73頁です。73頁で説明します。今回は所有権移転30件、地上権設定7件の計37件です。内訳は田25筆、1万3千343㎡、畑29筆、5万2千515㎡、計54筆、6万5千858㎡です。

初めに64頁です。1番は、畑2千826㎡の売買です。2番は、畑1千891㎡の売買です。3番、4番は、畑416㎡の交換です。5番は、次の頁にかけて、田1千511㎡の売買です。

次に、65頁、6番は、田2千286㎡の売買です。7番は、畑2千207㎡の売買です。8番は、畑828㎡の売買です。

次に、66頁、9番は、田1千608㎡の売買です。10番は、畑3千727㎡の売買です。

11 番は、畑 1 千 848 m²の売買です。12 番は、田 1 千 246 m²の売買です。13 番は、田 413 m²の売買です。

次に、67 頁、14 番は、田 570 m²の売買です。15 番は、畑 1 千 661 m²の売買です。16 番は、畑 2 千 977 m²の売買です。17 番は、畑 2 千 308 m²の売買です。

次に、68 頁、18 番は、畑 7 千 307 m²の売買です。19 番は、畑 1 千 216 m²の売買です。20 番は、田 911 m²の売買です。21 番は、畑 948 m²の贈与です。

次に、69 頁、22 番は、畑 50 m²の売買です。こちらは、土地改良施設のポンプ室跡地です。23 番は、畑 502 m²の売買です。24 番から 70 頁の 30 番までは、地上権設定です。5 条申請の一時転用と関連であり、営農型太陽光発電施設の設置に伴うものです。設定期間は、一時転用期間と同じ 10 年間です。3 条許可は 5 条許可と同時許可になります。

次に、71 頁、31 番から 72 頁の 37 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました。引き続き調査がなされていますので、71 頁 31 番から 72 頁 37 番までを障子田委員に報告をお願いします。

障子田 議席番号 3 番の障子田です。

去る 3 月 15 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。

まず、71 頁の 31 番ですが、32 番、33 番、次の頁の 34 番も関連がありますので、併せて報告いたします。下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷などを作付けするとのことでした。

次に、72 頁の 35 番ですが、36 番、37 番も関連がありますので、併せて報告いたします。下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷や安納芋などを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 37 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、74 頁、議案第 98 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 98 号 74 頁から 78 頁です。78 頁で説明します。今回は 20 件で、畑 21 筆、8 千 721.60 m²となっています。

74 頁をご覧ください。1 番は宅地分譲を行うもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は一般住宅、車庫物置、通路を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は貸駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 2 です。4 番は整備工場、作業場兼重機置場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次の 5 番から 78 頁の 20 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。引き続き調査がなされていますので、74 頁 5 番から 76 頁 10 番までを園田委員に、76 頁 11 番から 13 番までを永山委員に、76 頁 14 番から 78 頁 20 番までを新村委員に報告をお願いします。

園 田 議席番号 14 番の園田です。去る 3 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、74 頁の 5 番ですが、申請地は上田崎コミュニティーセンターの東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の建設業の法人で、申請地に建売住宅 2 棟、車庫兼倉庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 75 頁の 6 番ですが、申請地は田崎小学校の南東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 7 番ですが、申請地は横山町集落センターの南に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、カーポートを整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 8 番ですが、申請地は大始良中学校の北西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 9 番ですが、申請地は鹿屋体育大学の北西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に農産物直売所を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 76 頁の 10 番ですが、申請地は鹿屋養護学校の西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、5 番から 10 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

永 山 推進委員の永山です。去る 3 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

76 頁の 11 番ですが、申請地は笠野原小学校の西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、申請面積が、一般住宅の目安である 500 m²を超えていますが、譲渡人が県外の方で、残地としての農地の利用が困難であり、宅地として管理してほしいとの意向があったため、理由書を添付しての申請です。

次に12番ですが、申請地は旭原公民館の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は輝北町の岳野公民館の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

以上、11番から13番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

新 村 議席番号4番新村です。76頁14番から78頁の20番まで7件を、3月12日に木場会長ほか地区担当委員と現地調査を行ったので報告します。

申請人は市内でお茶を営んでいる農業法人及び19番については同法人の役員で、営農型太陽光発電施設の設置に係る農地転用申請がなされております。

審査の基準となるのが令和2年10月総会で示された「営農型太陽光発電施設の設置に関する農地転用の審査項目」で、現地での設置内容については立地条件等により多少の差がありましたが、全てのものについて、一定の基準により太陽光発電施設が設置されておりましたので、7カ所分一括して報告します。

太陽光発電施設については写真で示されているとおり、従来設置されている太陽光パネルより小型のもので、パネルとパネルの間隔も広く、太陽光を遮る割合も少なく、パネルを支える支柱や横枠の高さも地表より3m程度と摘採機や作業用機械等の利用に支障がない高さに確保されておりました。

また、隣接農地への日照の影響を避けるために境界から5m以上と十分な間隔を取るなど周辺農地への配慮がなされておりました。

審査項目の中には、収量の見込みが地域の平均単収に比べて2割以上減少しないことがありますが、現段階では判断ができないものがあり、これらについては審査項目や基準については取扱いも含めて適宜調整を行うものとする事となっており、今後の判断に委ねるということになると思います。

今回の調査の結果、太陽光発電施設の設置により他に支障が出ることはないと考えられることから、一時転用7件についてはやむを得ないものと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請20件です。ご異議ありませんか。

郷 原 11番の郷原です。営農型太陽光発電施設の一時転用面積は支柱の面積の合計ということでしたが、茶畑の一行を伐根しているのですが、本当に支柱の面積の合計でいいのか、疑問に思います。伐根した部分は植えないので、面積の部分については本当にこれでいいのか。

下 原 現在制度上、一時転用の面積については、支柱や電柱の面積の合計ということになっております。

議 長 他にありませんか。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、79 頁、議案第 99 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 99 号、79 頁から 88 頁です。79 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は、9 件で、畑 9 千 424 m²、その他 1 千 777 m²、計 1 万 1 千 201 m²となっています。次の 80 頁から 88 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、1 番から 9 番まで調査がなされておりますので、79 頁、1 番から 5 番までを郷原委員に、6 番から 9 番までを上穂木委員に報告をお願いします。

郷 原 議席番号 11 番の郷原です。去る 3 月 12 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

79 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 80 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅・学習塾・駐車場を整備する計画です。申請地は大隅森林管理署の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 81 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は大始良郵便局の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 82 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に倉庫・事務所・駐車場を整備する計画です。申請地は旭原郵便局の西に位置し、四方が道路幅 4 m 以上の市道や県道に囲まれた街区で、街区内の宅地面積が 4 割を超えることから、第 3 種農地と判断され、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 83 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に建売住宅 4 棟・通路を整備する計画です。申請地は旭原郵便局の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 5 番ですが、周辺図等は 84 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は旭原郵便局の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

上穂木 推進委員の上穂木です。去る 3 月 12 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計

画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず6番ですが、周辺図等は85頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に車庫・駐車場・道路を整備する計画です。申請地は輝北総合支所の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。今回、隣接の施設を拡張して整備する計画であることから、不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、車庫はすでに整備済みであり、始末書が提出されておりました。

次に7番ですが、周辺図等は86頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に電気通信基地局を整備する計画です。申請地は東原インターの東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。認定電気通信事業者が中継基地を設置するものであることから、転用の許可は不要であると判断しました。

次に8番ですが、周辺図等は87頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎・運動場を整備する計画です。申請地は平和公園の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、一部が整備済みであり、始末書が提出されておりました。

次に9番ですが、周辺図等は88頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に豚舎を整備する計画です。申請地は上小原中学校の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま報告がありました79頁の9件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、89頁、議案第100号「農地の競売に係る買受適格証明願いの承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第100号、89頁です。今回は2件です。いずれも農地台帳等で申請人が買受適格者であると判断できる場合であり、現地調査は省略しています。

1番は、耕種農家であり、経営面積が9千132㎡で、農地法3条の要件を満たしていることから、農地の買受適格者であると認められます。

2番は、耕種農家であり、経営面積が1万794㎡で、農地法3条の要件を満たしていることから、農地の買受適格者であると認められます。以上です。

議長 説明がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。

なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後3条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る3条申請は、会長専決処分とします。

次に、90頁、議案第101号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第101号、90頁です。今回は1件で、畑1筆968㎡です。

1番は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、90頁、1番を園田委員に報告をお願いします。

園田 議席番号14番の園田です。去る3月12日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

90頁の1番ですが、申請地は、大始良東集落センターの北西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、91頁、議案第102号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第102号、91頁から131頁です。今回新たに、譲渡希望が113頁、249番から257番まで、次に、賃貸借希望が130頁、217番から220番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

113頁の土地の所有者からの譲渡希望の249番を村山委員と本村委員に、250番を榎原委員と清水委員に、251番を寺下委員と持増委員に、252番を福元副会長と入佐委員に、253番を榎原委員と清水委員に、254番を牧之瀬委員と鬼塚委員に、255番を西ノ原委員と谷口委員に、256番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、257番を上野委員と有馬委員にお願いします。

次に130頁の賃貸借希望の217番を榎原委員と清水委員に、218番を上之原委員と永山委員に、219番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、220番を畠井委員と西元委員にお願いします。

次に、132頁議案第103号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

根木原 議案第103号、「荒廃農地の発生・解消に関する調査による非農地の意見決定について」です。資料は132頁です。昨年8月1日から9月20日にかけて調査した農地利用状況調査において「再生利用が困難と見込まれる農地で農振農用地区域外」は、15万4千655㎡、141筆となりました。詳細については先月の総会時に配付いたしました「令和2年度利用状況調査における非農地と思われる荒廃農地一覧表」に記載のとおりです。また、2

月 22 日から 3 月 10 日まで調査結果の再確認期間としたところですが、確認期間において 71 番の下高隈町 205 番 1、1,160 m²の 1 筆が現在耕作されているため、非農地の意見決定から除外することといたしました。よって「再生利用が困難と見込まれる農地で農振農用地区域外」は、1 筆削除しました、15 万 3 千 495 m² 140 筆となります。非農地として決定された土地については、農地台帳の整理を行い、所有者等に非農地通知書を送付するとともに、法務局等関係機関へ一覧表を送付することとします。非農地通知の発送については今月中を予定しています。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました農地に該当しない 140 筆についてご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨を決定します。

次に、133 頁議案第 104 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による令和 3 年度下限面積の設定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　議案第 104 号 133 頁です。農地法第 3 条の下限面積の設定又は修正の必要性について、農業委員会は毎年、審議することになっています。

1、令和 3 年度の方針としましては、現行の下限面積 40 a の変更は行わないとするものです。ただし、鹿屋市が実施している空き家等バンク制度に登録された空き家に附属する農地は、引続き 1 m²とするものです。

2、理由としましては、営農条件が概ね同一の区域については、下限面積未滿の農地を耕作している農家が 4 割を下回らないように設定することになっており、現在、40 a 未滿の耕作農家が全農家数の 41.7%を占めていることから、40 a の変更は行わないとするものです。

ただし、鹿屋市の空き家バンク制度に登録された空き家に附属する農地で、周辺農地の利用に支障がないと認められる区域の場合は、下限面積の引下げも可能なことから、1 m²とするものです。以上です。

議 長 　令和 3 年度の下限面積の設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、令和 3 年度の下限面積については決定します。

次に、134 頁議案第 105 号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　議案第 105 号 134 頁です。贈与税については、農業者が生前に農業後継者に農地を贈与し、贈与を受けた農業後継者が引続き耕作を行う場合には納税が猶予される制度です。今回、農業後継者から納税猶予に関する適格者の証明願いがあったものです。以上です。

議 長 　ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので障子田委員に報告をお願いします。

障子田 　議席番号 3 番の障子田です。去る 3 月 15 日に、記載の 2 名の委員と事務局で、贈与税の納税猶予に関する贈与者及び贈与を受ける者が適格要件に該当するか、調査を行いましたので報告いたします。134 頁をご覧ください。贈与者は、過去 3 年以上農業経営しておりました。また、贈与を受ける方は贈与者の子で、昭和 52 年よりお茶農家として農業経営している、認定農家でありました。今後も継続して農業を営営することが確認できることから、調査員としては、贈与者も贈与を受ける者も、贈与税の納税猶予に関する適格要件

をすべて満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、適格者である旨の証明を発行します。次に135頁「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　合意解約について、135頁から146頁です。146頁で説明します。今回は41件で、田45筆、3万6千954㎡、畑42筆、7万5千204㎡、計87筆、11万2千158㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。初めに、135頁です。1番は、借り手の変更。2番、3番は、中間管理機構への貸出しのため。4番は、借り手の都合。次に136頁、5番、6番は、借り手の変更。次に137頁、7番は、売買のため。8番から11番までは、借り手の都合。次に138頁、12番、13番は、中間管理機構へ貸出しのため。14番は、相続のため。15番は、売買のため。次に139頁、16番は、借り手の変更。17番、18番は、借り手の都合。次に140頁、19番から21番までは、借り手の都合。次に141頁、22番から24番までは、借り手の都合。次に142頁、25番から28番までは、借り手の都合。次に143頁、29番は、貸し手の都合。30番から32番までは、借り手の都合。次に、144頁33番は、借り手の都合。34番は、借り手の変更。35番は、借り手の都合。36番は、売買のため。次に145頁、37番は、売買のため。38番は、借り手の都合。39番は、売買のため。40番は、中間管理機構への貸出しのため。次に、146頁41番は、売買のため。以上です。

議 長 　　ただいまの報告のとおり、135頁から146頁までの41件の合意解約です。報告しておきます。

これからの報告案件7件は、3月18日の運営委員会で協議しましたので、委員長の私から概要を報告します。

別冊の「令和3年度第12回鹿屋市農業委員会総会報告事項」をご覧ください。

まず、別冊資料1頁から2頁令和3年度農作業標準賃金及び農作業料金では、若干の増減があったとのことでした。

次に、別冊資料の3頁令和3年度農地賃借料では、令和2年1月から12月までに締結された賃貸借の10aあたりの額であるとのことでした。

次に、別冊資料の4頁から6頁、令和3年度の総会調査等の日程は、特に意見等もなく、了承されました。

次に別冊資料の7頁令和3年度調査員割当については、特に意見等もなく、了承され、現在の委員が7月31日までですので以後は8月にお示しいたします。

次に別冊資料の8頁令和3年度農業委員先進地視察研修については、湧水町、福岡県行橋市農業委員会での取り組みについてお伺いできればと計画するとのことでした。

次に別冊資料の9頁令和3年度農業委員会事務局当初予算概要については、前年度より822万8千円の減額となっていますが、主に農用地利用集積助成事業の廃止による減額であります。

次に「令和3年度農作業標準賃金及び農作業料金について」から、「農業委員会事務局当初予算について」まで一括して、事務局の説明をお願いします。

次 長 　　別冊資料の1頁から2頁「令和3年度農作業標準賃金及び農作業料金について」ご説明

します。この標準賃金は、法令や規定によるものではありません。きもつき農協、吾平農協、そお農協、農業公社等の料金の平均値をお示ししたものです。昨年との変更点は一般賃金ですが、令和2年10月3日に県の最低賃金が790円から793円に3円増額改定されましたので変更しました。それ以外は、昨年より若干の増減がありましたので変更してあります。なお、金額については、全て消費税は含んでおりません。

次に、別冊資料の3頁、「令和3年度農地賃借料について」ご説明します。令和2年1月から令和2年12月までに締結された賃貸借における10a当たりの賃借料水準となっています。農地の賃借料を決められる際の、目安としてお示しするものです。記載の額は100円未満を四捨五入してあります。

下 原 4頁をご覧ください。令和3年度の総会・調査等の日程について、6頁にかけて記載しています。各種申請書の受付締切日は毎月末日で、総会は毎月23日とし、土日・祝祭日の場合はその前日としております。現地調査については、これまでどおり13日頃に4条、5条調査が2日間、3条、農振調査がそれぞれ1日設けてあります。現地調査後は、2日あけて議案審議、さらに2日あけて総会という日程で、年間スケジュールを作成してあります。

次に7頁をご覧ください。令和3年度の調査員割当表です。割当の考え方については、先ほどの調査日程でもありましたように、4条、5条調査は2日間実施し、3条、農振調査はそれぞれ1日で実施することとしています。体制としましては、農業委員1名及び推進委員1名の計2名で、農業委員改選の7月までの割当となっており、前年度に引続き議席番号順になっています。以上です。

次 長 次に8頁「令和3年度農業委員先進地視察研修について」ご説明します。令和3年度の先進地視察研修ですが、1泊2日で湧水町・福岡県行橋市農業委員会で、湧水町は人・農地プランや優良農地の活用と次世代継承へ利用意向調査を行ったことや行橋市は機構と連携し遊休農地の解消の取り組みについてお伺いできればと企画しました。昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたが、ワクチン接種も始まる中で令和3年度の研修は、新体制で実施できるかと考えております。日程は、状況を踏まえながら決めたいと思います。

次に9頁、令和3年度農業委員会事務局当初予算概要について、ご説明いたします。3月議会に上程しました。令和3年度一般会計当初予算のうち、農業委員会事務局の当初予算の概要についてですが、まず、経常経費の「農業委員会運営経費」令和3年度当初予算額は3千290万5千円です。事業内容は総会の開催や農地法に係る調査等で、主な経費内訳は委員報酬・利用状況調査の報償金・委員費用弁償、研修旅費、県農業会議への負担金等となっています。昨年と比較して29万4千円の減額となっています。次に、「農業者年金受託事業」ですが、令和3年度は、118万7千円で昨年と比較しますと1万7千円の増額となっています。農業者年金加入推進のための受託事業で、事業内容は年金加入促進・年金手続き等で、経費は加入推進活動謝礼や消耗品、切手代等となっています。会計年度任用職員経費の農業委員会費と農地流動化対策事業費関連がありますので併せて説明いたします。令和3年度は、580万9千円で、前年と比較し29万3千円の増額となっています。3名の会計年度任用職員分であります。次に、政策経費の「農地流動化地域総合推進事業」ですが、令和3年度予算は、563万6千円で、前年と比較し822万8千円の減額と

なっています。事業内容は、担い手への農地集約・あっせん活動、利用権設定に係る助成金や遊休農地解消対策助成金等であります。なお、農用地利用集積助成金は、7月で事業廃止となるため減額となります。

議長 ただいま、事務局から報告案件の説明をしましたが、何かございませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、原案どおり承認します。

以上で、第12回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

例年、4月の総会後に歓送迎会を開催していますが、新型コロナウイルス感染症により大勢での会食等は控えたいと思っております。今回の歓送迎会は中止と運営委員会で決定いたしましたので報告しておきます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、歓送迎会は中止と決定いたしました。なお、4月の総会は午前9時からの開催とします。

局長 それでは、4月の調査委員を申し上げます。

4月14日水曜日、4条5条の調査が、新村委員、栗山委員でございます。4月14日水曜日、農振の調査が、上之原委員、高田委員でございます。4月15日木曜日、4条5条の調査が、西ノ原委員、田村委員でございます。4月15日木曜日、3条の全域が、新原委員、松元委員でございます。4月の総会は4月23日金曜日の9時からとなりますので、よろしくお願ひします。

議長 他にありませんか。無いようですので、推進委員さんから本日の議事に対し、伺いたいことはありませんか。

無いようですので、これをもって令和2年度第12回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」

(閉 会)